UENO Toshihiko;　uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp;　http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

8．日本の人権状況

1．自由権規約委員会「日本の第６回定期報告に関する最終見解」

2014 年 7 月 7 日から 25 日まで 111 会期を開催している自由権規約委員会は、15 日と 16 日に日本の報告について審議し、24 日に日本に対して懸念事項や勧告を含む最終見解（総括所見）を採択した。

「市民的および政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）は、表現、良心、信仰の自由、政治的権利、生命の権利、拷問の禁止、平等の権利などの権利について規定する条約である。規約の締約国は、規約の権利を実施した措置や実施状況について定期的に報告を提出する義務を負う。自由権規約委員会は規約に基づいて設置された 18 人の専門家による機関で、締約国が提出した報告を政府代表団と審議し、課題や勧告を含む最終見解を公表する。日本は 2008 年に審議された第 4 回・第 5 回報告に続いて、第 6 回目の報告の審議となった。

本最終見解では、歓迎すべき点として第三次男女共同参画基本計画の策定や、公営住宅法における同居親族要件の改正により、同性カップルでも入居が可能になったこと、民法の婚外子の相続に関する差別規定の廃止、障害者権利条約の批准などがあげられている。一方、委員会は、2008 年に出された前の勧告の多くが実施されていないことに懸念を表明し、それらの実施と並んで、裁判所での規約の権利の保障、個人通報制度に関する選択議定書の批准や国内人権機関の設置などの勧告を再度行っている。

ヘイトスピーチについては、報告審議にあたり NGO が、ここ数年各地で行われているデモや朝鮮人学校に対する街宣活動などについて情報を提供したが、委員会は総括所見で、数多くのデモが許可されていることや「ジャパニーズ・オンリー」の表示が掲げられていることなど指摘し、人種差別、憎悪や人種的優位を唱える宣伝活動やデモを禁止するよう勧告した。また、人種主義的な動機について、警察や検察などへの研修も強化するよう求めた。

特定秘密保護法は 2013 年に制定され、日本の定期報告には含まれていなかったが、審議の際、委員から、対象となる秘密の定義や罰則に関する意見や質問が出されていた。総括所見においても、特定される秘密の定義が曖昧で広いことなど懸念が示され、同法の適用が自由権規約の 19 条に適合するよう勧告している。

そのほか、女性の政治参加の拡大や、賃金格差の是正、セクシュアル・ハラスメントを犯罪とすることなどのほか、DV について被害者の保護や加害者の処罰を行うこと、性暴力について法整備を行うことなども勧告している。また、公営住宅法の同居親族要件改正後、自治体の公営住宅に関して LGBT[1]の人の入居が排除されないよう入居要件を見直すよう、LGBT に対する偏見に対して啓発に取り組むよう呼びかけている。

また、死刑、代用監獄や警察・検察による取調べ、精神障害のある人の非自発的入院、「従軍慰安婦」の問題、技能実習制度、強制退去、先住民族などに関する勧告も出された。死刑、「従軍慰安婦」、技能実習制度、代用監獄や取調べに関する勧告については取った措置について 1 年以内に委員会に報告するフォローアップ手続の対象となっている。

自由権規約委員会「日本の第６回定期報告に関する最終見解」[2]

1．自由権規約委員会は、日本の第 6 回定期報告（CCPR/C/JPN/6）を、2014 年 7 月 15 日及び 16 日に開催された第 3080 回及び第 3081 回会合（CCPR/C/SR.3080, CCPR/C/SR. 3081）において審査し、2014 年 7 月 23 日に開催された第 3091 回及び第 3092 回会合（CCPR/C/SR.3091, CCPR/C/SR. 3092）において、以下の最終見解を採択した。

A. 序論

2．委員会は、日本の第 6 回定期報告の提出及びそこに示された情報を歓迎する。委員会は、規約の規定を実施するために締約国が報告期間にとった措置に関し締約国代表団と建設的対話を継続する機会を得られたことに謝意を表する。委員会は、締約国の質問リスト（リスト・オブ・イシュー）への書面回答（CCPR/C/JPN/Q/6/Add. 1）及び代表団の口頭回答による補足情報、並びに書面で委員会に提供された補足情報に感謝する。

B. 肯定的側面

3．委員会は、締約国によってとられた以下の立法的及び制度的措置を歓迎する。

（a）2009 年 12 月の人身取引対策行動計画の策定

（b）2010 年 12 月の第 3 次男女共同参画基本計画の決定

（c）同性カップルがもはや公営住宅制度から排除されないという旨の、2012 年の公営住宅法の改正

（d）嫡出でない子に対する差別規定を除去した、2008 年の国籍法及び 2013 年の民法の改正

4．委員会は、締約国による以下の国際条約の批准を歓迎する。

（a）強制失踪からのすべての者の保護に関する条約（2009 年）

（b）障害者の権利に関する条約（2014 年）

C. 主な懸念事項及び勧告

前回の最終見解

5．委員会は、締約国の第 4 回及び第 5 回定期報告審査後の検討後に発出された勧告の多くが履行されていないことを懸念する。

締約国は、委員会によって採択された今回及び以前の最終見解における勧告を実施すべきである。

国内裁判所による規約上の権利の適用可能性

6．委員会は、締約国によって批准された条約が国内法の効力を有することに留意する一方、規約の下で保護される権利が裁判所によって適用された事例の件数が限られていることを懸念する（第 2 条）。

委員会は、前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5, para. 7）を繰り返し、締約国に対し、規約の適用及び解釈が下級審を含めあらゆるレベルで弁護士、裁判官及び検察官に対する専門職業的研修の一部となることを確保するよう求める。締約国はまた、実効的な救済が規約の下で保護される権利の侵害に対して利用できることを確保すべきである。締約国は、個人通報制度を規定する規約の選択

[1] LGBT とは、女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、そして性転換者・異性装同性愛者など（トランスジェンダー、Transgender）の人々を意味する頭文字である。

[2] 第 111 会期(2014 年 7 月 7 日-25 日)にて自由権規約委員会により採択された。邦訳は、外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf)。英文は国連難民高等弁務官事務所（United Nations, Human Rights Office of the High Commissioner）ホームページ（http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=626&Lang=en）の Japan, Concluding observations の項にリンクが張られている。

議定書への加入を検討すべきである。

国内人権機構

7．委員会は、2012 年 11 月の人権委員会設置法案の廃案以降、締約国に統合された国内人権機構を設置するための如何なる前進も見られないことに遺憾の意をもって留意する（第 2 条）。

委員会は、前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5, para. 9）を想起し、締約国に対し、パリ原則（General Assembly resolution 48/134, annex）に沿って、幅広い人権に関する権限を有する独立した国内人権機構の設置を再検討し、機構に対して適切な財政的及び人的資源を提供することを勧告する。

男女平等

8．委員会は、「婚姻制度及び家族制度の基本的概念に影響を与える」おそれがあるとの根拠で、離婚後 6 ヶ月間の女性の再婚を禁止し、男性と女性の婚姻年齢の相違を設定する、民法の差別規定を改正することを締約国が拒否し続けていることを懸念する（第 2 条、第 3 条、第 23 条及び第 26 条）。

締約国は、家庭や社会における女性と男性の役割に関する固定観念が、法の下の平等に対する女性の権利の侵害を正当化するために用いられないことを確保すべきである。締約国は、したがって、しかるべく民法を改正するための緊急行動をとるべきである。

9．委員会は、第 3 次男女共同参画基本計画の決定を歓迎する一方、政治的役割を担う女性の数が低水準に留まっていることに鑑み、本計画の影響力が限られていることを懸念する。委員会は、部落の女性を含む、マイノリティ女性の政策決定を担う立場への参加に関する情報が乏しいことを遺憾に思う。委員会は、女性がパートタイム労働力の 70 パーセントを占め、同等の仕事に対して男性が受け取る給与の平均 58 パーセントを得るという報告について懸念する。委員会はまた、セクシュアル・ハラスメント、あるいは妊娠及び出産を理由とした女性の解雇に対する処罰措置が不足していることを懸念する（第 2 条、第 3 条及び第 26 条）。

締約国は、第 3 次男女共同参画基本計画の進展を実効的に監視及び評価し、政党における法定クオータのような、暫定的な特別措置を含め、公務分野における女性の参画拡大のための、迅速な行動をとるべきである。締約国は、部落の女性を含むマイノリティ女性の政治参加を評価及び支援し、フルタイムの労働者としての女性の雇用を促進し、男性と女性との間の賃金格差を埋めるための一層の努力を行うための、具体的措置をとるべきである。締約国はまた、セクシュアル・ハラスメントを犯罪とし、妊娠及び出産を理由とした不当な扱いを、適切な刑罰をもって禁止し、制裁するための必要な立法措置をとるべきである。

ジェンダーに基づく暴力及びドメスティック・バイオレンス

10．委員会は、前回の勧告にもかかわらず、締約国に刑法における強姦の定義の範囲を広げ、性交同意年齢を 13 歳より上に設定し、職権による強姦及び他の性犯罪を訴追するための如何なる前進も見られないことを遺憾に思う。委員会は、ドメスティック・バイオレンスが広く存在し続けていること、保護命令の発令過程が長期にわたること、本犯罪のために処罰される加害者の数が非常に少ないことを、懸念をもって留意する。委員会は、同性カップルと移民女性に対する保護が不十分であるとの報告を懸念する（第 3 条、第 6 条、第 7 条及び第 26 条）。

委員会の前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5, paras 14 and 15）に沿って、締約国は、第 3 次男女共同参画基本計画によって策定されたように、職権による強姦及び他の性的暴力の犯罪を訴追し、一日も早く性交同意年齢を引き上げ、強姦罪の構成要件を見直すための具体的行動をとるべきである。締約国は、同性カップルのものを含む全てのドメスティック・バイオレンスの報告が完全に調査されること、加害者が訴追され、有罪であれば、適切な制裁によって罰せられること、緊急保護命令が与えられること及び性的暴力の被害者である移民女性が在留資格を失わないようにすることを含め、被害者が適切な保護にアクセスできることを確保するための努力を強化すべきである。

性的指向及び性別認識に基づく差別

11．委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に係る社会的嫌がらせ及び非難についての報告、及び自治体によって運営される住宅制度から同性カップルを排除する差別規定についての報告を懸念する（第 2 条及び第 26 条）。

締約国は、性的指向及び性別認識を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締約国は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化し、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し、またこうした固定観念、偏見及び嫌がらせを防止するための適切な措置をとるべきである。締約国はまた、自治体レベルで、公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべきである。

ヘイトスピーチ及び人種差別

12．委員会は、韓国・朝鮮人、中国人、部落民といったマイノリティ集団のメンバーに対する憎悪や差別を煽り立てている人種差別的言動の広がり、そして、こうした行為に刑法及び民法上の十分な保護措置がとられていないことについて、懸念を表明する。委員会は、当局の許可を受けている過激派デモの数の多さや、外国人生徒を含むマイノリティに対し行われる嫌がらせや暴力、そして「Japanese only」などの張り紙が民間施設に公然と掲示されていることについても懸念を表明する。

締約国は、差別、敵意、暴力を煽り立てる人種的優位性や憎悪を唱道する全てのプロパガンダを禁止すべきである。また、こうしたプロパガンダを広めようとするデモを禁止すべきである。締約国はまた、人種差別に対する啓発活動に十分な資源を割り振り、裁判官、検察官、警察官が憎悪や人種差別的な動機に基づく犯罪を発見するよう研修を行うようにすべく、更なる努力を払うべきである。締約国はまた、人種差別的な攻撃を防止し、容疑者らを徹底的に捜査・訴追し、有罪の場合には適切な処罰がなされるよう必要な全ての措置を取るべきである。

死刑

13．委員会は、19 の死刑に相当する罪のいくつかが、死刑を「最も重大な犯罪」に限定する規約の要件を満たしていないこと、死刑確定者が執行までに最長で 40 年も昼夜間単独室に収容されていること、死刑確定者もその家族も執行日を事前に通知されないことを引き続き懸念する。委員会は、さらに、死刑確定者と弁護士との秘密交通権が保障されていないこと、執行に直面する人々が「心神喪失の状態にある」か否かを判断するための精神鑑定が独立したものでないこと、再審あるいは恩赦の請求が刑の執行を延期する効果を持たず、実効的でないことに留意する。さらに、死刑が、袴田巌の事件を含め、自白強要の結果として様々な機会で科されているという報告は、懸念事項である（第 2 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 14 条）。

締約国は以下のことをすべきである。

（a）死刑の廃止を十分に考慮すること、あるいはその代替として、死刑の対象となる犯罪の数を、生命喪失をもたらす最も重大

な犯罪にまで削減すること。
（b）死刑確定者及びその家族に対し、予定されている執行日時に関する妥当な事前通知を与えること、及び、ごく例外的な状況において厳格に制限された期間となる場合を除き、死刑確定者を昼夜間単独室に収容しないことによって、死刑確定者の収容体制が、残虐、非人道的又は品位を傷付ける取扱い又は刑罰にならないよう保障すること。
（c）とりわけ弁護側に全ての検察官の証拠への完全なアクセスを保障すること、また拷問あるいは不当な処遇によって得られた自白が証拠として援用されないことを確保することによって、不当な死刑判決に対する法的セーフガードを速やかに強化すること。
（d）委員会の前回の最終見解（CCPR/C/JPN/CO/5, para. 17）に照らし、再審あるいは恩赦の請求に執行停止効果を持たせつつ、死刑事例における義務的かつ実効的な再審査制度を創設し、また再審請求に関する死刑確定者と弁護士との間の全ての面会に厳格な秘密交通権を保障すること。
（e）死刑確定者の精神状態を把握するための独立した仕組みを構築すること。
（f）死刑の廃止を目的とする、第二選択議定書への加入を検討すること。

「慰安婦」に対する性奴隷慣行

14．委員会は、締約国が「慰安婦」は戦時中日本軍により「強制連行」されなかったとする一方で、軍や軍のために行動した者による強制や脅迫を通じ、多くの場合、本人の意思に反して慰安所における女性の「募集、移送、管理」はなされたとする締約国の矛盾した立場を懸念する。委員会は、被害者の意思に反して実行されたこうした行為は、それらの行為が締約国の直接的な法的責任を伴う人権侵害と見なすに十分であると考える。委員会は、元「慰安婦」が、公人や締約国の曖昧な立場により促された者による非難を含め、名誉を貶められることにより、再び被害者となることについても懸念する。委員会は、日本の裁判所への被害者による補償のための全ての申立てが棄却されたとの情報や、加害者に対する犯罪捜査や訴追を求める全ての告発が時効を理由に却下されたとの情報を考慮する。委員会は、こうした状況は、過去の人権侵害の被害者として、被害者が活用し得る効果的救済措置が欠如していることを示すばかりでなく、被害者の人権侵害が継続していることをも示すと考える。（第 2 条、第 7 条及び第 8 条）
　締約国は、次のことを確保するために迅速で効果的な立法府及び行政府による措置をとるべきである。
（a）戦時中日本軍により行われた性奴隷制もしくは他の人権侵害に対する全ての申立てが、効果的、独立的かつ公平に調査され、加害者を訴追し、有罪であれば処罰すること
（b）司法へのアクセス及び被害者やその家族への十分な補償
（c）入手可能な全ての証拠の開示
（d）本問題についての教科書での十分な言及を含めた生徒及び一般公衆への教育
（e）公的な謝罪表明及び締約国の責任の公認
（f）被害者を中傷しあるいは当該案件を否定するあらゆる企てへの反論

人身取引

15．委員会は、人身取引に対する締約国による取組については評価する一方、人身取引の現象が根強く継続していること、加害者に科せられる実刑判決が少ないこと、裁判にかけられた強制労働の加害者がいないこと、被害者認定が減少していること及び被害者に対する支援が不十分なことに関して引き続き懸念する（第 8 条）。
　委員会の前回の最終見解（CCPR/C/JPN/CO/5, para. 23）に沿って、締約国は以下のことをすべきである。
（a）とりわけ強制労働の被害者に関して、被害者認定手続を強化し、労働基準監督官を含む全ての法執行機関関係者に対し、専門研修を提供すること。
（b）加害者を積極的に捜査及び訴追し、有罪の場合には、犯した行為の重大さに見合った刑罰を科すこと。
（c）通訳サービス及び賠償請求のための法的支援を含む、現行の被害者保護措置を強化すること。

技能実習制度

16．委員会は、外国人研修生及び技能実習生に対する労働法の保護を拡大した法改正にもかかわらず、いまだに技能実習制度において性的搾取、労働関連死亡事故、強制労働となり得る条件について多くの報告があることに、懸念をもって留意する（第 2 条及び第 8 条）。
　前回の委員会の最終見解（CCPR/C/JPN/CO/5, para. 24）に沿って、締約国は、現行の制度を低賃金労働者の確保のためではなく、能力養成に焦点を置いた新たな制度へと代えることを真剣に検討すべきである。その一方で、締約国は、実地調査回数を増やし、独立した申立ての仕組みを設立し、労働搾取目的の人身取引事例やその他の労働法違反については実効的に捜査、訴追し、制裁措置をとるべきである。

非自発的入院

17．委員会は、多くの精神障害者が、非常に広範な条件で、また権利侵害に異議を申し立てるための実効的な救済措置なく、非自発的入院の対象となっていること、また、代替となるサービスがないために入院が不必要に延長されるとの報告があることを懸念する（第 7 条及び第 9 条）。
　締約国は、以下のことをすべきである。
（a）精神障害者のための地域密着型あるいは代替となるサービスを増やすこと。
（b）非自発的入院が、必要最小限の期間で、最後の手段としてのみ課されること、また自傷他害防止のために必要な場合のみかつ相応とされる程度のみ課されることを確保すること。
（c）虐待に対する実効的捜査と制裁措置及び虐待の被害者とその家族への補償を目的とする、精神病棟に対する実効的かつ独立した監視及び報告制度を確保すること。

代替収容制度（代用監獄）及び自白強要

18．委員会は、締約国が、利用可能な資源の欠如及び本制度が犯罪捜査に効率的であるとの理由から、代用監獄の利用を正当化し続けていることを遺憾に思う。委員会は、起訴前における保釈の権利や国選弁護人選任の権利がないことが、代用監獄において強要された自白を引き出す危険性を強めていることを引き続き懸念する。さらに、委員会は、取調べの実施に関する厳格な規則がないことに懸念を表明し、2014 年の「改革プラン（Report for Reform Plan）」において提案された、取調べのビデオ録画義務の範囲が限定されていることを遺憾に思う（第 7 条、第 9 条、第 10 条及び第 14 条）。

締約国は、代替収容制度を廃止する、もしくは、規約第 9 条及び第 14 条における全ての保障に完全に準拠していることをとりわけ以下の点を保障することによって確保する、ためのあらゆる措置をとるべきである。
（a）起訴前の勾留期間において、保釈といった勾留の代替手段が十分に検討されること。
（b）全ての被疑者が、逮捕時から弁護人を依頼する権利が保障されること、及び弁護人が取調べ中に立ち会うこと。
（c）取調べ（全体がビデオ録画されるべきである）の継続時間に係る厳格な制限及び取調べの方法を規定する立法措置。
（d）都道府県公安委員会から独立し、また取調べ中の拷問及び虐待の申立てを即時、公正、かつ実効的に捜査する権限を有する不服審査メカニズム。

庇護申請者及び不法移住者の退去及び収容

19．委員会は、2010 年に 1 人の死を引き起こした退去強制中の不当な扱いに関する事件の報告に関して懸念を表明する。委員会はまた、出入国管理及び難民認定法の改正にもかかわらず、ノン・ルフールマン原則が実際には実効的に実施されていないことを懸念する。委員会はさらに、庇護に関する否定的な決定に対する、停止効果を有する独立した上訴メカニズムがないこと、並びに十分な理由を示すことなく、また収容決定に係る独立した審査もない中での長期にわたる行政収容があることを懸念する（第 2 条、第 7 条、第 9 条及び第 13 条）。

締約国は、以下のことをすべきである。
（a）移住者が退去強制中に不当な扱いの対象とならないことを保障するための全ての適切な措置をとること。
（b）国際的保護を求める全ての人々が、（保護の可否にかかる）決定及びルフールマン（迫害を受ける危険のある国家へ追放・送還すること）からの保護に対する公平な手続へのアクセスが与えられることを保障し、否定的な決定に対し（退去強制の）停止効果を有する独立した上訴メカニズムへアクセスすることを保障すること。
（c）収容が、最短の適切な期間であり、行政収容の既存の代替手段が十分に検討された場合にのみ行われることを確保し、また移住者が収容の合法性を決定し得る裁判所に訴訟手続をとれるよう確保するための措置をとること。

ムスリムの監視

20．委員会は、法執行機関関係者による広範なムスリムの監視に関する報告に関して懸念する（第 2 条、第 17 条及び第 26 条）。

締約国は、以下のことをすべきである。
（a）法執行機関関係者に対して、文化的な意識、及び法執行機関関係者による広範なムスリムの監視を含む、人種的分析が認められないことに関して教育を行うこと。
（b）（権力の）乱用がある場合には、影響を受けた人々が、実効的救済へアクセスできることを確保すること。

拉致及び強制改宗

21．委員会は、新たな宗教活動へ強制改宗させることを目的とした、家族による（家族の一員に対する）拉致及び強制監禁がなされているとの報告を懸念する（第 2 条、第 9 条、第 18 条及び第 26 条）。

締約国は、全ての人が宗教や信仰を持つ又は選ぶ自由を害されうる強制を受けない権利を保障するための実効的措置をとるべきである。

「公共の福祉」を理由とした基本的自由の制限

22．委員会は、「公共の福祉」の概念が曖昧で制限がなく、規約の下で許容されている制限を超える制限を許容し得ることに、改めて懸念を表明する（第 2 条、第 18 条及び第 19 条）。

委員会は、前回の最終見解（CCPR/C/JPN/CO/5, para. 10）を想起し、締約国に対し、第 18 条及び第 19 条の各第 3 項に規定された厳格な要件を満たさない限り、思想、良心及び宗教の自由あるいは表現の自由に対する権利への如何なる制限を課すことを差し控えることを促す。

特定秘密保護法

23．委員会は、最近成立した特定秘密保護法が、秘密として指定可能な事項についての曖昧かつ広範な定義及び秘密指定の一般的な前提条件を含み、また、ジャーナリスト及び人権擁護者の活動を萎縮させ得る重い罰則を規定していることを懸念する。

締約国は、特定秘密保護法及びその適用が規約第 19 条の厳格な要件に適合することを確保するためのあらゆる方策をとるべきであり、とりわけ、以下の点を保障すべきである。
（a）指定できる情報の範囲が狭く定められ、情報を求め、受け及び伝える権利に対する如何なる制限も、適法性の原則、比例性の原則及び特定のかつ確認可能な国家安全保障への脅威を防止するために必要なものであるとの原則に適合したものであること。
（b）何人も国家安全保障を侵害しない正当な公共の利益に資する情報の流布により処罰されないこと。

福島原子力災害

24．委員会は、福島において締約国によって被ばくレベルが高く設定されていること、及びいくつかの避難区域の解除の決定により人々を高度に汚染された地域に戻らざるを得なくしている状況を懸念する（第 6 条、第 12 条及び第 19 条）。

締約国は、福島における原子力災害によって影響を受けた人々の生命を保護するための全ての必要な措置をとり、放射線レベルが住民を危険にさらさない場合にのみ、汚染地域の避難区域の指定を解除すべきである。締約国は、放射線レベルを監視し、この情報を影響を受けている人々に対し時宜を得て公表すべきである。

体罰

25．委員会は、体罰が学校でのみ明示的に禁止されていることに注目し、その普及と社会的受容に懸念を表明する（第 7 条及び第 24 条）。

締約国は、あらゆる状況において体罰に終止符を打つための、適切な場合には立法的措置を含む実践的な措置をとるべきである。締約国は、体罰の代替手段としての非暴力的な規律の形態を促進すべきであり、また体罰の悪影響について啓発するための公的な広報キャンペーンを実施すべきである。

先住民族の権利

26．委員会は、アイヌの人々の先住民グループとしての承認を歓迎する一方、琉球及び沖縄人というものを認めていないこと、並びにそれらのグループの伝統的な土地や資源に対する権利、あるいは彼らの児童が彼らの言葉で教育を受ける権利が認められていないことに関して懸念を改めて表明する（第 27 条）。

締約国は、法制を改正し、アイヌ、琉球及び沖縄のコミュニティの伝統的な土地及び天然資源に対する権利を十分保障するため

のさらなる措置をとるべきであり、それは、影響を受ける政策に事前に情報を得た上で自由に関与する権利を尊重しつつ行われるべきである。また、可能な限り、彼らの児童に対する彼ら自身の言葉での教育を促進すべきである。
27．締約国は、規約、第 6 回定期報告、委員会によって作成された質問リスト（リスト・オブ・イシュー）への書面回答及び本最終見解を、司法、立法及び行政当局、市民社会及び国内で活動する NGO、並びに一般公衆に広く広報すべきである。
28．委員会手続規則第 71 条第 5 項に従い、締約国は、上記第 13、14、16 及び 18 パラグラフにおいて発出された委員会の勧告の実施に関する情報を 1 年以内に提出しなければならない。
29．委員会は、締約国に対し、2018 年 7 月 31 日提出期限の次回の定期報告において、全ての勧告の実施及び規約全体に関する明確で最新の情報を提供することを要請する。委員会はまた、締約国に対し、次回の定期報告の準備に際しては、市民社会及び国内で活動する NGO と広く協議することを要請する。

2．女性差別撤廃委員会（CEDAW）第 7・8 次日本審査の最終所見を発表[3]

女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、日本における女性差別撤廃条約の実施状況に関する審査（第 7・8 回）を行い、2016 年 3 月 7 日に最終所見を発表した。最終所見の内容は非常に厳しく、日本に根強く残る女性差別が浮き彫りになった。民法における男女の婚姻年齢、夫婦同性、再婚禁止期間に関する規定については、すぐに改めるよう勧告されている。これまで何度も勧告を出しているにも関わらず、未だに改正されていないのは問題であるとも指摘された。「慰安婦」問題について、2015 年の「日韓合意」は被害者中心のアプローチではないことを指摘し、未解決の問題であるという認識を示した。なお、日本政府が「慰安婦」問題が委員会の権限外であると主張したことや、未解決のまま多くの被害者が死亡していること、教科書の記述を削除したことについて遺憾だとした。指導的立場にある者や公職者は被害者を中傷するような発言をやめること、賠償、公式謝罪、回復支援などを被害者に提供すること、教科書に記述を戻し教育に取り組むことなどを求めている。また、ILO 家事労働者条約の批准を検討することも勧告された。

女性差別撤廃委員会（CEDAW）第 63 会期第 7 次・第 8 次日本報告審議総括所見[4]

1．委員会は、2016 年 2 月 16 日、第 1375 回及び 1376 回会合において、日本の第 7 次・第 8 次定期報告（CEDAW/C/JPC/7-8）を審議した（CEDAW/C/SR.1375 及び 1376 参照）。委員会の課題と質問リストは CEDAW/C/JPN/Q/7-8 に、日本の回答は CEDAW/C/JPN/Q/7-8/Add. 1 に掲載されている。

A. 序論

2．委員会は、締約国が第 7 次・第 8 次定期報告を提出されたことに感謝する。また、会期前作業部会が提示した課題と質問事項に対する締約国の文書回答に感謝する。委員会は、代表団の口頭報告及び、対話中に委員会から出された口頭での質問に対する追加説明を歓迎する。
3．委員会は、杉山晋輔外務審議官を団長とする大規模な代表団について締約国を称賛する。代表団は法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁及びジュネーブの日本政府代表部などさまざまな省庁と政府機関の代表で構成されていた。

B. 肯定的側面

4．委員会は、2009 年に行なわれた締約国の第 6 次定期報告（CEDAW/C/JPN/6）審議以降、法制改革において前進があったことを歓迎する。特に、
（a）女性が大半を占めるパートタイム労働者の待遇改善を目的とする 2014 年の「パートタイム労働法」改正
（b）2015 年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定
（c）2014 年の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」改正
（d）2013 年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正
（e）2012 年の「子ども・子育て支援法」制定。
5．委員会は、女性に対する差別撤廃及び女性の権利推進を加速させることをめざし、下記の採用を含む締約国が行なった政策枠組み改善の努力を歓迎する。
（a）2014 年の「人身取引対策行動計画」
（b）2013 年の「日本再生戦略」
（c）2010 年の「第 3 次男女共同参画基本計画」及び 2015 年の第 4 次男女共同参画基本計画
6．委員会は、前回の定期報告審議以降締約国が以下の国際文書を批准したことを歓迎する。
（a）2014 年の「障害者権利条約」
（b）2009 年の「強制失踪防止条約」

C. 主要な懸念事項と勧告

国会

7．委員会は、条約の完全履行を確保するうえでの立法権のきわめて重要な役割（委員会が 2010 年の第 45 会期で採択した国会議員との関係に関する声明を参照）を強調する。国会に対し、その権限にしたがって、これ以降条約にもとづく次回報告期限までの間の本総括所見の実施について必要な措置をとるよう求める。

本条約の法的地位、認知度と選択議定書の批准

8．委員会は、締約国の憲法第 98 条 2 項によって、締結・公布された条約は国内法の一部として法的効力を有することに留意する。しかし、委員会は、本条約が国内法に完全にとり入れられていないこと、2014 年 3 月 28 日に東京高等裁判所が、本条約は直接適用可能性ないし自動執行力を持つものと認めないとの判決を下したことを懸念する。委員会はまた、以下のことを懸念する。
（a）締約国の意識向上の努力にもかかわらず、締約国において本条約の条項が十分に知られていないこと。
（b）締約国が本条約選択議定書の批准をいつまでに行なうかについての情報が、何も提供されていないこと。
（c）締約国によって、委員会の前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6）が完全に履行されていないこと。
9．委員会は締約国に、以下のことを行なうよう求める。
（a）本条約の条項を完全に国内法にとり入れること。

[3] 概要は、「アジア女性資料センター」ホームページ（http://ajwrc.org/jp/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=976）。
[4]「日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク」（JNNC）による暫定訳（http://ajwrc.org/doc/CEDAWConcludingObsevations20160307_JP_JNNC.pdf）。英文は以下を参照（ただし、未編集版）。http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CEDAW/Shared%20Documents/JPN/CEDAW_C_JPN_CO_7-8_21666_E.pdf

（b）関連するあらゆる利害関係者に対する、本条約と委員会の一般勧告及び女性の人権に関する現存する意識向上プログラムを強化すること。
（c）選択議定書の批准を検討するとともに、選択議定書の下での委員会の先例法について、法曹界に属する人々及び法執行官を訓練すること。
（d）委員会の本総括所見の実施に関する明確な目標と指標をもつ国内行動計画の採用を検討すること。

女性に対する差別の定義

10．委員会は、本条約第 1 条に則った公的及び私的領域における直接及び間接の差別を網羅する、女性に対する差別の包括的な定義がないことを、引き続き懸念する。委員会は、そうした定義の欠如が締約国における本条約の完全適用への障害になっていることを想起する。
11．委員会は前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 22）を繰り返すとともに、締約国に対し、女性が生活のあらゆる領域において直接及び間接の差別から確実に守られるようにするため、本条約第 1 条に則り、国内法制に包括的な女性に対する差別の定義をただちにとり入れるよう求める。

差別的な法および法的保護の欠如

12．委員会は、現存する差別的な規定に関するこれまでの勧告への対応がされていないことを遺憾に思う。委員会はとりわけ、以下のことを懸念する。
（a）民法が女性と男性で異なる婚姻最低年齢、前者を 16 歳、後者を 18 歳とする差別的規定を保持していること。
（b）6 か月間から 100 日に短縮した最高裁判所の決定にかかわらず、民法が依然として女性にのみ離婚後一定期間再婚を禁止していること。
（c）2015 年 12 月 16 日、最高裁判所が、夫婦に同一氏の使用を強制している民法第 750 条の合憲性を支持したこと[5]。この規定により、実際上多くの場合女性が夫の氏を選ぶことを余儀なくされている。
（d）相続における婚外子差別規定が 2013 年 12 月に廃止されたにもかかわらず、出生届における差別的記載に関する戸籍法の規定を含む多くの差別的規定が維持されていること。
（e）頻繁にハラスメントや汚名を着せること、暴力の対象となるさまざまなマイノリティ・グループに属する女性への交差的差別を網羅する包括的な差別禁止法がないこと。
13．委員会はこれまでの勧告（CEDAW/C/JPN/CO/5）及び（CEDAW/C/JPN/CO/6）を繰り返すとともに、締約国に対し、以下のことを一刻も早く行なうよう強く要請する。
（a）民法を改正し女性の法的婚姻最低年齢を男性と同じ 18 歳に引き上げ、夫婦の氏の選択に関する法制の改定によって女性が婚姻前の姓を保持することができるようにし、離婚後の女性の待婚期間を完全に廃止すること。
（b）婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止し、法が社会的な汚名と差別から婚外子とその母親を確実に保護するようにすること。
（c）締約国の主要な義務に関する一般勧告第 28 号に則り、さまざまなマイノリティ・グループに属する女性に対する複合的・交差的差別を禁止する包括的な差別禁止法を制定し、こうした女性たちをハラスメントや暴力から保護すること。

国内人権機関

14．委員会は、締約国が、人権の推進及び保護のための国内機構の地位に関する原則（パリ原則）等に従い、複合差別に対する保護を含む、女性の人権の保護及び推進のための幅広い権限を有する独立した国内人権機関をいまだに設立していないことに対する懸念を、繰り返し表明する。
15．委員会は、締約国が、パリ原則（1993 年 12 月 20 日国連総会決議 48/134）に沿った独立の国内人権機関を、明確な期限を定めて設置し、その権限に女性の人権及びジェンダー平等を確実に含めることを求めた前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 24）を繰り返す。

女性の地位向上のための国内本部機構

16．委員会は、「内閣府設置法」に内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が女性の地位向上のための国内本部機構の長としての権限を明記しているという、締約国からの情報に留意する。しかし、男女共同参画会議と男女共同参画推進連携本部の役割が明確に定義されていないことを懸念する。委員会は、また、明確さに欠けることが、調整とジェンダー予算を含めた政策の実行に影響を及ぼしていることを懸念する。
17．委員会は、締約国がジェンダー主流化及びジェンダー予算を含めたとりくみを効果的に遂行することができるよう、さまざまな部門の役割を明確にし、女性の地位向上のための国内本部機構を引き続き強化することを勧告する。

暫定的特別措置

18．委員会は、男性と女性の事実上の平等を促進するために、第 3 次及び第 4 次男女共同参画基本計画で数値目標を設定した締約国の努力に留意する。しかし、委員会は、公的及び民間部門における意思決定や、特に国会をはじめとする政治の世界において、民族及びその他のマイノリティ女性を含めた女性の参加が低いことへの対応として、クォータ制を含む法令による暫定的特別措置がないことに、懸念を有する。委員会は特に、締約国が引き続き、法令によるクォータ制よりも、より効果が少ない自発的なとりくみや、公共調達のための入札過程におけるより高い評価などの企業へのインセンティブを採用していることを懸念する。
19．委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 28）を繰り返し表明するとともに、本条約のすべての領域において、女性と男性の実質的平等を促進し、特に民族その他のマイノリティ女性、先住民女性、及び障害女性の権利を強化するために必要な戦略として、本条約第 4 条 1 項及び委員会の暫定的特別措置に関する一般勧告第 25 号にしたがって、法令によるクォータ制などの暫定的特別措置の採用を検討するよう求める。

ステレオタイプと有害な慣習

20．委員会は、家庭と社会における女性と男性の役割と責任についての家父長的態度や、根深いステレオタイプが執拗に存在することを、引き続き懸念している。委員会は、とりわけ以下のことを懸念する。
（a）これらの執拗なステレオタイプがメディアや教科書に反映され続け、教育の選択や女性と男性の間での家族や家庭内の責任

[5] 本項で言及されている 2015 年 12 月 16 日の最高裁判所判決については、本授業資料 3.を参照。

分担に影響を及ぼしていること。
（b）メディアがしばしば、性的対象としてなど、ステレオタイプなやり方で女性や少女を描いていること。
（c）ステレオタイプが依然として、女性に対する性暴力の根本原因となっていること、及びポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメーションが女性と少女に対する暴力を助長していること。
（d）アイヌ、部落、在日コリアン及び移住女性といった民族その他のマイノリティ女性に対する性差別的発言が続いていること。
21．委員会は前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 30）を繰り返すとともに、締約国に対し以下のことを強く要請する。
（a）男女の伝統的役割を強化する社会的規範を変え、女性と少女の人権を推進する積極的な文化的伝統を促進する努力を強めること。
（b）既存の法的措置やモニタリング活動を効果的に実施し、差別的ジェンダー・ステレオタイプを増幅させ、女性と少女にたいする暴力を助長するポルノ素材、ビデオゲーム、アニメーションの生産と流通を規制すること。
（c）教科書や教材を見直して、差別的なジェンダー・ステレオタイプをなくすこと。
（d）アイヌ、部落、在日コリアン女性及び移住女性をはじめとする民族その他のマイノリティ女性に対する攻撃を含む、人種的優位性や憎悪を主張する性差別的発言や宣伝を禁止し処罰する法律を制定すること。
（e）独立した専門機関を通じて、アイヌ、部落、在日コリアンおよび移住女性への差別的なジェンダー・ステレオタイプや偏見を根絶するためにとられた措置の効果の監視と評価を、定期的に行なうこと。

女性に対する暴力

22．委員会は、法務省が、（a）膣性交にのみ適用される強かん罪の狭い定義、（b）性犯罪の低い法定刑の引き上げ、（c）婚姻関係におけるレイプを明示的に犯罪化する法規定の採択及び（d）性犯罪の職権による起訴（訳注・非親告罪化）を含むさまざまな課題に対応するために、刑法を見直す検討会（訳注・「性犯罪の罰則に関する検討会」）を設置したことを留意する。しかしながら、委員会は、法務省の刑法を見直す検討会が、婚姻関係におけるレイプを明示的に犯罪化する必要がないと考えたことを懸念する。また、刑法の性交同意年齢が依然として 13 歳であること、及び、こうした同意年齢未満の人に対する違法な性交の法定刑の下限がわずか 3 年の懲役であることを懸念する[6]。委員会は、さらに以下のことを懸念する。
（a）刑法に近親姦を特別に犯罪化する規定がないこと、
（b）裁判所による緊急の保護命令の発令の異常な遅れが報告されており、そのことによってドメスティック・バイオレンスを含む暴力の被害者が、さらなる暴力の危険にさらされていること、
（c）ドメスティック・バイオレンスを含む暴力被害を受けている移住女性、民族マイノリティ及びその他のマイノリティ、障害女性が当局への通報・申告に消極的であること、入管法によって保護されるためには（訳注・配偶者としての活動を行わないで在留していることにつき）「正当な理由」が求められているため、特に移住女性が在留資格取消を恐れて被害申告をしないという情報があること。
（d）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）が、あらゆる家族形態のすべての女性に対して適用できるかについて不明確であること、及び、そのような事案で被害女性を保護する措置の発行に司法が消極的であること。
23．女性に対する暴力についての委員会一般勧告第 19 号（1992 年）及び前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 30）を想起し、委員会は締約国に以下のことを強く要請する。
（a）本条約及び一般勧告第 19 号（1992 年）ならびに先例法を全面的に活用し、刑法改正の際には、確実に、ドメスティック・バイオレンスや近親姦を犯罪類型として明示することを含め、女性に対する暴力を包括的に位置づけること。
（b）強姦の定義を拡大し、性犯罪の職権による起訴（訳注・非親告罪化）ができるようにするための刑法改正を、速やかに行なうこと。
（c）刑法を改正して、婚姻関係におけるレイプを明示的に犯罪として規定し、同意年齢未満の人に対する違法な性交の法定刑の下限を引き上げること。
（d）緊急の保護命令発令の司法手続きを迅速化すること。
（e）女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力の被害者、特に移住女性の被害者が、通報・申告ができるよう奨励するとともに、女性に対する暴力の被害者にとってシェルターが、利用可能かつ十分な設備を整えていることを確保すること。
（f）指導的立場にいる職員の研修及び、女性及び少女に対する暴力のすべての事案が完全かつ効果的に捜査されること、及び、加害者が起訴され、有罪判決を受けた場合には適切に処罰されること。
（g）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（訳注・DV 防止法）があらゆる家族形態のすべての女性に対して適用できることを確保すること。
24．委員会は、優生保護法の下で、締約国が都道府県優生保護審査会を通じて疾病や障害のある子どもの出生を防止しようとし、その結果障害者に強制不妊手術を施したことに留意する。委員会は、同意のない不妊手術約 16,500 件のうち 70％が女性に対するものであり、締約国によって、賠償、公式な謝罪およびリハビリテーション（訳注・権利及び心身の回復を含む）などの救済を提供しようとする努力がなんら行われていないことにも留意する。
25．委員会は、締約国が優生保護法の下での女性の強制不妊手術という形態での過去の侵害の程度に関する調査を行い、加害者を起訴し、有罪となった場合には適切に処罰するよう勧告する。委員会はさらに、締約国が強制不妊手術のすべての被害者に対し、法的救済措置へのアクセスの支援を提供する具体的措置をとり、賠償およびリハビリテーション（訳注・権利及び心身の回復を含む）のサービスを提供するよう勧告する。

[6] 2017 年 6 月 13 日に参議院を通過した性犯罪を厳罰化する改正刑法が、同 6 月 23 日公布された。付則で公布から 20 日を経過した日から施行すると定めており、7 月 13 日から施行される。改正刑法は、強姦罪の名称を「強制性交等罪」に変更し、女性に限定されていた被害者に男性を含め、旧法の強姦罪が膣性交にのみ適用されていたのに対して、「強制性交等罪」は「性交、肛門性交又は口腔性交」に適用される。また、法定刑の下限が懲役 3 年から 5 年に引き上げられた。さらに、強姦罪や強制わいせつ罪などで、起訴するのに被害者の告訴が必要となる「親告罪」規定を削除した。家庭内での性的虐待を念頭に、親などの「監護者」が立場を利用して 18 歳未満の者に性的な行為をすれば、暴行や脅迫がなくても罰する「監護者わいせつ罪」と「監護者性交等罪」を新設した。この法改正により、上記の（a）膣性交にのみ適用される強かん罪の狭い定義、（b）性犯罪の低い法定刑の引き上げ、（d）性犯罪の非親告罪化が法制化され、追加的懸念の「(a) 刑法に近親姦を特別に犯罪化する規定がない」という問題は解消されたと言える。しかし、性交同意年齢が依然として 13 歳であることについての変更はなく、また婚姻関係におけるレイプの犯罪化も見送られた。

人身取引と売買春による搾取

26．委員会は、締約国による 2014 年 12 月の人身取引対策行動計画採択と人身取引推進会議の設置に留意する。委員会は、国会に法案を提出し、外国人技能実習制度を改善しようとする締約国の努力を歓迎する。しかし、委員会は、締約国が依然として労働及び性的搾取の目的で人身取引の被害者、特に女性と少女の供給国、通過国および受け入れ国であることをはじめ、以下のことを懸念する。

（a）女性が依然として娯楽産業、特に売買春および映像ポルノグラフィ製作において性的搾取の対象になっていること。

（b）外国人技能実習制度の下で締約国に来る女性および少女が、依然として強制労働および性的搾取の対象となっていることを懸念する。

27．委員会は、以下のことを締約国に勧告する。

（a）特に外国人技能実習制度の下で募集される女性および少女の人身取引にとりくむために、定期的な労働監督その他の努力を強化すること。

（b）性的搾取を防止するために、成人用娯楽を提供し、映像ポルノグラフィを製作する事業所を対象とする、監視および検査プログラムを強化すること。

（c）地域の他の国々との情報交換や人身取引業者を起訴するための法手続きの調整を含め、二国間、地域内および国際協力を目的とする努力を継続すること。

（d）次回定期報告で、外国人技能実習制度の下で予定されている改善の実施についての情報を提供すること。

（e）「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を批准すること。

「慰安婦」

28．委員会は、前回の総括所見（CEDAW/C/JPN/CO/6, paras. 37 and 38）を想起し、また未解決の「慰安婦」問題に関して他の国連人権機関から出されている数多くの勧告、たとえば人種差別撤廃委員会（CERD/C/JPN/CO/7-9）、自由権規約委員会（CCPR/C/JPN/CO/6）、拷問禁止委員会（CAT/C/JPN/CO/2）、社会権規約委員会（E/C.12/JPN/CO/3）、国連人権理事会の特別手続の任務保持者や普遍的定期審査（UPR）（A/HRC/22/14/Add.1, para.147-145 et seq.）の勧告に言及する。

「慰安婦」問題を解決しようとする締約国の努力、直近では 2015 年 12 月 28 日に発表された締約国と大韓民国の間の二国間合意を通じての努力に留意しつつ、委員会は、締約国が前述の諸勧告を実施していないこと、及び、指摘されている違反は本条約が締約国にとって発効した 1985 年より前に起こったものであるから「慰安婦」問題は委員会の権限外であるとする締約国の主張を、遺憾に思う。委員会は、以下のことをさらに遺憾に思う。

（a）「慰安婦」に対して行われた侵害に対する締約国の責任に関して、近年、公職者や指導者による発言が増えていること、また「慰安婦」問題が「最終的かつ不可逆的に解決した」とする大韓民国との二国間合意の発表は、被害者中心のアプローチを十分に採用していないこと。

（b）深刻な人権侵害を受けた「慰安婦」の中には、締約国から公式で曖昧さのない責任の認知を得ることのないまま死去した人々がいること。

（c）締約国が他の関係国の「慰安婦」被害者に対する国際人権法上の責務を果たしていないこと。

（d）締約国が「慰安婦」問題に関する教科書の記述を削除したこと。

29．委員会は前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, paras. 37 and 38）を繰り返すとともに、「慰安婦」問題は、被害者に対する効果的な救済が依然として不足している現状のもとでは、第二次世界大戦中に締約国の軍隊によって行われた侵害行為の被害者／サバイバーの権利に継続的に影響を与える、深刻な違反を発生させるものであると考える。よって、委員会は、このような違反を扱うことに時間的管轄権による妨げはないと考え、締約国に対し以下のことを強く要請する。

（a）指導者や公職者が責任を薄めるような発言を止めることを確保すること。こうした発言は被害者に再びトラウマを与える。

（b）被害者の救済への権利を認知し、それにもとづいて損害賠償、満足、公式謝罪とリハビリテーションのサービスを含む十全で効果的な救済と被害回復措置を提供すること。

（c）2015 年 12 月に大韓民国と共同発表した二国間合意を実施するにあたって、締約国は、被害者／サバイバーの見解を十分に考慮し、彼女たちの真実・正義・被害回復に対する権利を保障すること。

（d）教科書に「慰安婦」問題を十分に取り入れ、生徒・学生や一般の人々に歴史の事実が客観的に提供されることを確保すること。

（e）次回の定期報告において、被害者／サバイバーの真実・正義・被害回復の権利を保障するために行われた協議や他の施策の状況に関する情報を提供すること。

政治的および公的活動への参加

30．委員会は、締約国が、数値目標や、2020 年までに政治的、公的、私的活動における女性の割合を 30 パーセントとするという具体的な目標を定めた第 3 次・第 4 次男女共同参画計画を採用することによって、政治的および公的活動への女性の参加を推進しようという努力に留意する。しかし、委員会は、以下のことを引き続き懸念する。

（a）立法府、国家及び地方（市）行政レベル、及び司法、外交分野および学術領域における女性の参加が少ないこと。

（b）政治的および公的活動における男女間の実質的平等を促進することをめざす法令による暫定的特別措置がないこと。

（c）意思決定の地位に占める、障害女性、あるいはアイヌ、部落、在日コリアンの女性といった民族その他のマイノリティ女性の割合が少ないこと。

31．委員会は前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 42）を繰り返し、締約国に以下のことを求める。

（a）選出及び選任される地位における女性の完全かつ平等な参加を促進するため、本条約第 4 条 1 項、暫定的特別措置に関する一般勧告第 25 号（2004 年）、政治的および公的活動における女性に関する一般勧告第 23 号（1997）に従って、法令によるクォータ制などのより多くの暫定特別措置を採用すること。

（b）第 3 次および第 4 次男女共同参画基本計画が設定した、2020 年までに立法府、国家及び地方（市）行政レベル、及び司法、外交分野、学術領域などあらゆるレベルにおいて、女性の割合を 30 パーセントに到達させるとの目標の効果的な実施を確保すること。

（c）障害女性、アイヌ、部落、在日コリアンの女性といった民族その他のマイノリティ女性が意思決定の地位に占める割合を増やすため、暫定的特別措置を含む具体的措置を取ること。

教育

32．委員会は、締約国が教育のすべてのレベルへの女性と少女の平等なアクセスを優先し、初等・中等教育における少女の参加が増加していることを称賛する。しかしながら、委員会は、下記のことを懸念する。

（a）高等教育、特に大学・大学院において、また科学、技術工学、数学（science, technology engineering and mathematics, STEM）のような伝統的に男性優位である研究分野において、就学者数のジェンダー・ギャップが大きいこと。

（b）高等教育をめざす女性の大部分が 4 年制大学課程を修了せず[7]、そのことで労働市場において不利な立場になること、

（c）教育機関における上級管理職及び意思決定の地位に占める女性の割合が低く、女性はより低い地位に集中していること、及び女性教授の数が少ないこと。

（d）セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての年齢に応じた教育内容に関して、政治家や公職者が過度に過敏に反応すること。

（e）民族その他のマイノリティのコミュニティ、特にアイヌと部落の民族コミュニティの高齢女性の中での識字率の低さが報告されていること。

（f）特に在日コリアン女性・少女を標的とした学校におけるいじめや人種主義的感情の表現に対するとりくみの情報の不足と、障害女性及び移住女性の教育における状況が不足していること。

33．委員会は、締約国に以下のことを勧告する。

（a）少女が伝統的に女性向きでないとされてきた科目（STEM）を追求するよう奨励するためのキャリアガイダンス活動を強化すること、及び少女の高等教育を修了することが重要であることについて教職員の間で認識を高めること。

（b）教育分野における上級管理職及び意思決定の地位に占める女性の割合を改善し、また、女性教授の人数を増やすために、暫定的特別措置を含む具体的な措置を講ずること。

（c）セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての年齢に応じた教育が学校のカリキュラムに体系的に組み込まれるよう、その内容及び提供に関する公衆の懸念に対処すること。

（d）アイヌ、部落、在日コリアンといった民族その他のマイノリティ女性や移住女性および障害女性と少女の教育へのアクセスの障壁をすべて取り除き、次回の定期報告で、奨学金を含む彼女らの教育へのアクセスについての情報を提供すること。

（e）特に在日コリアン女性・少女を対象とした、教育における人種主義的感情の表現やいじめを含む女性と少女に対するすべての形態の暴力を防止、処罰及び根絶する措置を強化すること。

雇用

34．委員会は、非正規労働者、民族その他のマイノリティを含む、雇用における女性のエンパワーメントをめざす、2015 年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」採択を歓迎する。しかし、委員会は、以下のことを引き続き懸念する。

（a）同一価値労働同一賃金の原則の実施が不十分なことに一部起因する、賃金のジェンダー格差の拡大。

（b）労働市場の水平および垂直職業分離が継続していること、およびコース別雇用制度に一部起因する女性の雇用の低賃金の領域への集中。

（c）家族責任があるために女性のパートタイム労働への集中が継続していること、そのことは彼女たちの年金給付にも影響を与え、退職後の貧困、ならびに引き続き報告されている妊娠・出産に関連するハラスメントの一部原因になっている。

（d）セクシュアル・ハラスメントに対して十分な禁止や適切な制裁がないこと、また締約国が ILO の中核的条約である、雇用と職業における差別に関する 111 号条約を批准していないという事実。

（e）先住民族女性、マイノリティをはじめとする女性（部落、コリアン、沖縄）、障害女性及び移住女性労働者に対して、雇用の領域において複合的・交差的差別が続いていること。

（f）締約国における女性家事労働者の地位に関する情報がないこと。

35．委員会は、締約国に以下のことを行なうよう強く要請する。

（a）構造的不平等および職域分離を撤廃し、同一価値労働同一賃金原則を実施することによって賃金のジェンダー格差を縮小するために、2015 年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、労働基準法および他の関連する法律の下での努力を強化すること。

（b）柔軟な働き方の取り決めの活用を推進し、男性の育児責任への平等な参加を促すために育児のための両親休暇を導入する努力を強化すること、および十分な保育施設の提供を確保すること。

（c）職場におけるセクシュアル・ハラスメントを抑止するために、禁止と適切な制裁を規定する法規定を採択すること、また妊娠及び母であることを理由とするものも含め、雇用における差別があった場合の女性の司法へのアクセスを確保すること。

（d）労働法およびセクシュアル・ハラスメントに関する行動規範の遵守を実施することを目的とした労働監督を定期的に行うこと。

（e）特に先住民族やマイノリティ女性、及び障害女性と移住女性労働者に関して、雇用分野において調査を実施し、ジェンダー統計を提供すること。

（f）次回定期報告に、締約国における女性家事労働者の地位に関する情報を提供すること。

（g）雇用および職業における差別に関する ILO111 号条約、家事労働者のディーセント・ワークに関する ILO189 号条約（2011）の批准を検討すること。

健康

36．委員会は、2011 年の福島第一原子力発電所の事故後、締約国が放射能にかかわる健康上の懸念に対処する努力をしてきたことに留意する。しかし、委員会は、締約国の年間放射線量 20mSv 下回る汚染地域について避難区域指定を解除計画について、女性と少女に大きくかたよった健康上の影響を与える可能性があり、懸念を表明する。

37．委員会は、汚染地域の避難区域指定の解除が、女性は男性よりも放射線に対する感受性が強いという国際的に認められている

[7] この指摘は、女性の 4 年制大学進学率が 48.2%（男性は 55.6%）であり、中途退学者はわずかであることから、現状に即していない。

リスクに関する理解に則ったものとなるよう勧告する。さらに、委員会は締約国に対し、放射線の影響を受けた女性や少女、特に福島県内の妊婦に対する医療その他のサービスの提供を強化するよう勧告する。

38．委員会は、締約国における、十代の少女と女性の人工妊娠中絶率と自殺率の高さを懸念する。委員会は、特に以下のことを懸念する。

（a）刑法第 212 条と合わせて読まれる母体保護法の第 14 条の下で、女性たちは、妊娠の継続又は分娩が、身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのある場合及び暴行もしくは脅迫によって、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に強姦されて妊娠した場合にのみ人工妊娠中絶を受けることができること。

（b）女性が人工妊娠中絶を受けるためには、配偶者の同意を得ることが要件とされていること。

（c）締約国において、女性と少女の自殺率が依然として高いこと。

39．女性と健康に関する一般勧告第 24 号（1999 年）、北京宣言及び北京行動綱領に則り、委員会は、締約国に以下のことを勧告する。

（a）妊娠した女性の生命及び/又は健康を害するおそれだけでなく、暴力、脅迫の行使や被害者が抵抗できたかにかかわらず、すべてのレイプの事案、近親姦、及び胎児の重篤な障害の場合に人工妊娠中絶を合法化すること、また、その他のすべての場合に人工妊娠中絶を非犯罪化すること。

（b）母体保護法を改正し、人工妊娠中絶を受けるために妊娠した女性が配偶者の同意を得るという要件を削除すること、及び、胎児の重篤な障害を理由として人工妊娠中絶を求められた場合には、妊娠した女性の自由かつ充分な情報にもとづく同意がなされることを確保すること。

（c）女性と少女の自殺防止を目的とした、明確な目標及び指標を伴った包括的計画を採用すること。

経済的・社会的給付

40．委員会は、締約国が貧困削減のために、収入機会を作る活動やマイクロクレジットへのアクセスを通じた戦略を展開していることを評価する。しかしながら委員会は、女性の貧困、特にシングルマザー世帯・寡婦・障害女性・高齢女性の貧困に関する複数の報告を懸念する。委員会は特に、年金給付におけるジェンダー・ギャップの結果である彼女たちの生活水準を懸念する。さらに委員会は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」が（a）災害弔慰金の支給額が、生計維持者の場合は 2 倍であること、（b）災害援護資金の貸付に関しては、多くの場合男性である世帯主が優先されることが、男女間の所得格差を拡大することを懸念する。

41．委員会は締約国に対し、貧困削減と持続可能な開発をめざす努力を強化することを求める。委員会はさらに、締約国がシングルマザー・寡婦・障害女性・高齢女性のニーズに特別の関心を払い、年金制度をこれらの女性たちの最低生活水準を保障するものに改革するよう要請する。委員会は加えて、締約国が「災害弔慰金の支給等に関する法律」をジェンダー平等の視点を統合して改正することを勧告する。

農山漁村の女性

42．委員会は、締約国が 2015 年に食料・農業・農村基本計画を採択したことに留意する。しかし委員会は、意思決定、特に政策策定への農山漁村の女性の参加が少ないこと、また、所得税法が自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的独立を事実上妨げていることを懸念する。

43．委員会は締約国に対し、農山漁村女性の政策策定への参加を制限しているあらゆる障害を取り除くこと、また、家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める。

災害リスク削減と管理

44．委員会は締約国が災害リスクの削減と管理においてリーダーシップを発揮し、仙台防災枠組 2015－2030 採択のための世界の努力に貢献したことを称える。また委員会は、締約国がその防災政策にジェンダーの視点を主流化し、防災基本計画を制定したことを称える。しかし、委員会は、2011 年の東日本大震災の後、全国レベルでも地方レベルでも、防災分野で指導的役割における女性の参加が少ないことを懸念している。

45．委員会は締約国に対し、あらゆるレベル、特に地方レベルで、災害関連の意思決定と復興プロセスへの女性の参加を加速することを勧告する。また締約国は、すべての持続可能な開発政策、災害リスクの削減および災害後管理に、ジェンダーの視点を組み込むことをめざす努力を継続すべきである。

不利な状況にある女性のグループ

46．委員会はアイヌや部落および在日コリアン女性といった先住民族および民族マイノリティ、障害女性、LBT 女性、移住女性などの女性たちが、引き続き複合的・交差的差別を経験しているという報告について、懸念する。委員会は特に、これらの女性が健康や教育および雇用におけるアクセスが依然として制限されていることを懸念する。

47．委員会は締約国に対し、健康、教育、雇用、公的活動への参加へのアクセスや、健康サービスや教育サービスまたは職場での経験に影響する、アイヌや部落、在日コリアン女性といった先住民族及び民族マイノリティの女性、障害女性、LBT 女性、移住女性が経験する複合的・交差的差別の根絶を目的とした努力を積極的に行なうことを求める。

婚姻及び家族関係

48．委員会は、締約国において、婚姻解消時の財産の分配の基準となる法律規定が存在しないことを懸念する。委員会は、その結果として、カップルが同居している間に蓄積されたいかなる資産も、その名義のいかんにかかわらず平等に分配されるべきという夫婦共有財産について形成された判例法による制度にもとづき、財産の分与がカップルの交渉及び合意によっていることを留意する。委員会は、以下のことを懸念する。

（a）財産分与についての交渉や合意が、男女間の力の不均衡が存在する法的規制の枠外でなされており、そのことにより女性が不利な立場に置かれていること。

（b）法律が手続手段やガイドラインを示していないために、離婚する女性の大半が、事業や職業上の資産を含む夫の経済的状況についての必要な情報とその開示を要求する手段を欠いていると報告されていること。

（c）協議離婚制度の下で、子どもの福利を保護するための監護や養育費に関する事項について法律が司法的評価手続を提供しておらず、その結果、養育費の支払いについての合意ができない場合に子どもが極貧状態に置かれること。

49．婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響に関する委員会の一般勧告第 29 号（2013 年）に沿って、委員会は、締約国に以下

のことを勧告する。
（a）離婚する当事者が従うことができる、明確に規定された手続を伴うあらゆる形態の婚姻資産の分配の基準となる包括的な規定を採用すること。
（b）離婚する女性が配偶者の経済的状況について開示を求め、開示を受けることができる情報を利用できるよう保障すること。
（c）離婚が当事者間の協議によって成立する場合に司法的評価手続を提供できるように、監護や養育費を規定する法を見直すこと、及び、養育費の支払いを通した経済的ニーズの充足を含め、子どもの福利が確実に保証されるようにすること。

本条約選択議定書

50．委員会は、締約国に本条約の選択議定書の批准を促す。

北京宣言と行動綱領

51．委員会は締約国にたいし、条約の条項の履行の努力に北京宣言と行動綱領を活用するよう要請する。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

52．委員会は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施過程をつうじて、条約の条項に従って実質的な男女平等を実現するよう求める。

周知普及

53．委員会は、締約国には条約の条項を系統的かつ継続的に履行する義務があることを想起する。委員会は締約国に、現在と次回の定期報告提出までの間、この総括所見と勧告の履行に優先的に注目することを、強く要請する。したがって委員会は締約国の公用語で、この総括所見をあらゆるレベル（国、地方、市町村）の関係する国の諸機関、とくに政府、省庁、国会、参議院、司法機関などに早期に普及し、その完全履行ができるようにするように要請する。委員会は締約国に対し、使用者団体、労働組合、人権・女性団体、大学、研究機関、メディアなどすべての関係者と協力するようことを促す。また、委員会はその総括所見を適切な形で地域レベルにも普及し、履行できるように勧告する。くわえて委員会は締約国に、女性差別撤廃条約、同条約選択的議定書と先例法及び委員会の一般勧告を、すべての関係者への周知普及を継続するよう要請する。

その他の条約の批准

54．委員会は締約国が 9 つの主要な国際人権条約の厳守が、生活のあらゆる側面での女性の人権と基本的自由の享受を強化するであろうことに留意する。したがって委員会は、締約国に「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准を検討するよう促す。

総括所見のフォローアップ

55．委員会は締約国に、上記の 13（a）、21（d）と（e）に含まれる勧告の履行のためにとられた措置に関する情報を、2 年以内に文書で提供するように要請する。

次回報告の作成

56．委員会は締約国に、第 9 次定期報告を 2020 年 3 月に提出するよう要請する。
57. 委員会は締約国に「共通中核文書と条約別文書を含む国際人権条約のもとでの報告に関する協調ガイドライン」（HRI/MC/2006/3 と Corr.1）に従うよう要請する。

３．2015 年 12 月 16 日の民法 750 条（夫婦同氏制）の合憲性についての最高裁判決[8]について

この裁判の概要については、この 2015 年 12 月 16 日の最高裁判所判決の冒頭に「事案の概要」として、「本件は、上告人[9]らが、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法 750 条の規定（以下「本件規定」という）は憲法 13 条、14 条 1 項、24 条 1 項及び 2 項等に違反すると主張し、本件規定を改廃する立法措置をとらないという立法不作為の違法を理由に、被上告人に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき損害賠償を求める[10]事案である」と示されている。

ここで言及されている憲法の諸規定は以下の通りである。

第 13 条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
第 14 条 1 項　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
第 24 条 1 項　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
第 24 条 2 項　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

しかし、2015 年 12 月 16 日の最高裁判所判決は、民法 750 条の規定は、①憲法 13 条、②14 条 1 項、③24 条 1 項および 2 項、に違反していない、というもので、上告人の訴えは退けらた。

判決は、憲法の上記の 3 つの条項について解釈を与え、民法 750 条がその各条項に違反したものではないことを、憲法の上記の 3 つの条項ごとに説明している。

ここで興味深いのは、①「本件規定は、憲法 13 条に違反するものではない」、②「本件規定は、憲法 14 条 1 項に違反するものではない」と結論づけながら、そのあとで、「もっとも」という書き出しで、上告人の主張に一定の理解を示していることである。

すなわち、最高裁の判決は、①については、「もっとも、上記のように、氏が、名とあいまって、個人を他人から識別し特定する機能を有するほか、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格を一体として示すものでもあることから、氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、従前の氏を使用する中で形成されてきた他人から識別し特定される機能が阻害される不利益や、個人の信用、評価、名誉感情等にも影響が及ぶという不利益が生じたりすることがあることは

[8] 最高裁判所ホームページ裁判例情報ページより（http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/546/085546_hanrei.pdf）。
[9] 本裁判は、第一審ではなく、訴えた人が下級審の判決に不服であるとして、上級審である最高裁判所に訴えたものであるため、「原告」ではなく、「上告人」という用語が用いられる。これは、下級審の判決に不服であるとして最高裁判所に訴えることを「上告」と言うことによる。
[10] 本裁判が損害賠償請求として起こされていることを奇異に感じるかも知れないが、民事訴訟の場合は損害賠償を求めるものとして行われるのが一般的である。もちろん、本裁判では、損害賠償請求はあくまでも形式的なものにすぎず、上告人が実際に求めていることは、民法 750 条の規定は違憲であるという判決を引き出し、その結果、民法 750 条が改正されることであると考えられる。

否定できず、特に、近年、晩婚化が進み、婚姻前の氏を使用する中で社会的な地位や業績が築かれる期間が長くなっていることから、婚姻に伴い氏を改めることにより不利益を被る者が増加してきていることは容易にうかがえるところである」と述べている。

②についても、「もっとも、氏の選択に関し、これまでは夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている状況にあることに鑑みると、この現状が、夫婦となろうとする者双方の真に自由な選択の結果によるものかについて留意が求められるところであり、仮に、社会に存する差別的な意識や慣習による影響があるのであれば、その影響を排除して夫婦間に実質的な平等が保たれるように図ることは、憲法 14 条 1 項の趣旨に沿うものであるといえる」と述べている。

また③については、「もっとも」ではなく、「なお」で始まる文章が添えられており、「いわゆる選択的夫婦別氏制・・・に合理性がないと断ずるものではない。上記のとおり、夫婦同氏制の採用については、嫡出子[11]の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」と述べている。

結局、この 2015 年 12 月 16 日の最高裁判所判決をよく読むと、夫婦同氏制を定めた民法 750 条の規定は、①憲法 13 条、②14 条 1 項、③24 条 1 項及び 2 項、に違反していないとしつつも、夫婦同氏制により不都合が生じることがあることはその通りであり、国会で選択的夫婦別氏制を含め、どうすべきか決めなさい、と主張していることがわかる。

４.「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（いわゆる「テロ等準備罪の新設」）について

最も問題だと思うのは、以下の本法第 6 条の 2 の規定である。

第 6 条の 2　次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第 3 に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を 2 人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

1　別表第 4 に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期 10 年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの　5 年以下の懲役又は禁錮

2　別表第 4 に掲げる罪のうち、長期 4 年以上 10 年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの　2 年以下の懲役又は禁錮

要するに、上記第 6 条の 2 は、【同じ団体に所属する 2 人以上の人物が、4 年以上の懲役または禁錮の刑が定められている犯罪行為を計画し、その計画に基づいて資金または物品の手配、関係場所の下見その他の準備行為を行ったとき、その人物は、2 年以上の懲役または禁錮の刑に処せられる】ということを規定している。

政府が、「テロ等準備罪」と言っているので、テロの準備をしたら罰せられるのだと考えられがちだが、同法は、「4 年以上の懲役または禁錮の刑が定められている犯罪行為」を準備した場合に適用される、と規定している。本法は、この「4 年以上の懲役または禁錮の刑が定められている犯罪行為」にはどのようなものがあるかを、「別表第 3」に列挙している。それを見ると、私文書偽造、強制わいせつ、収賄、重要文化財損壊、補助金不正受給、特許権・意匠権・商標権侵害、脱税など、テロとは直接には関わりのない非常に多くの犯罪が列挙されている。つまり、テロだけでなく、「4 年以上の懲役または禁錮の刑が定められている」一般の「犯罪行為」を計画してそのために物品や資金を集めた場合に犯罪となる、ということである。また、本法で言う「団体」が、「テロリスト集団」だから、一般の団体は関係ないと考えられがちだが、本法で言う「団体」は、その「4 年以上の懲役または禁錮の刑が定められている犯罪行為を実行することを目的とする団体」としているから、テロとは直接には関わりのない団体が、本法の対象となる可能性は十分にある。警察や司法機関は善意で仕事をしているという性善説に立てば話は別だが、この条文を見る限り、当局がその気になれば、いくらでもテロ等準備罪で人を処罰することができるように思える。

これまでの刑法の原則は、違反行為を罰することであり、未遂を罰することができる場合でも、かなり限定されていた。殺人という重大犯罪に関してさえ、「〇〇を殺してやる」と叫んだだけでは、殺人未遂にはならない（相手に聞こえて、相手が恐怖したら脅迫罪にはなる）。また、「準備」段階を捜査するためには、盗聴・盗撮・通信傍受など、プライバシーの侵害になりかねない捜査手法が多用される可能性がある。

[11] 嫡出子とは、法律上の婚姻関係にある男女を父母として生まれた子をいう。なお、法律上の婚姻関係にない男女から生まれた子は非嫡出子という。